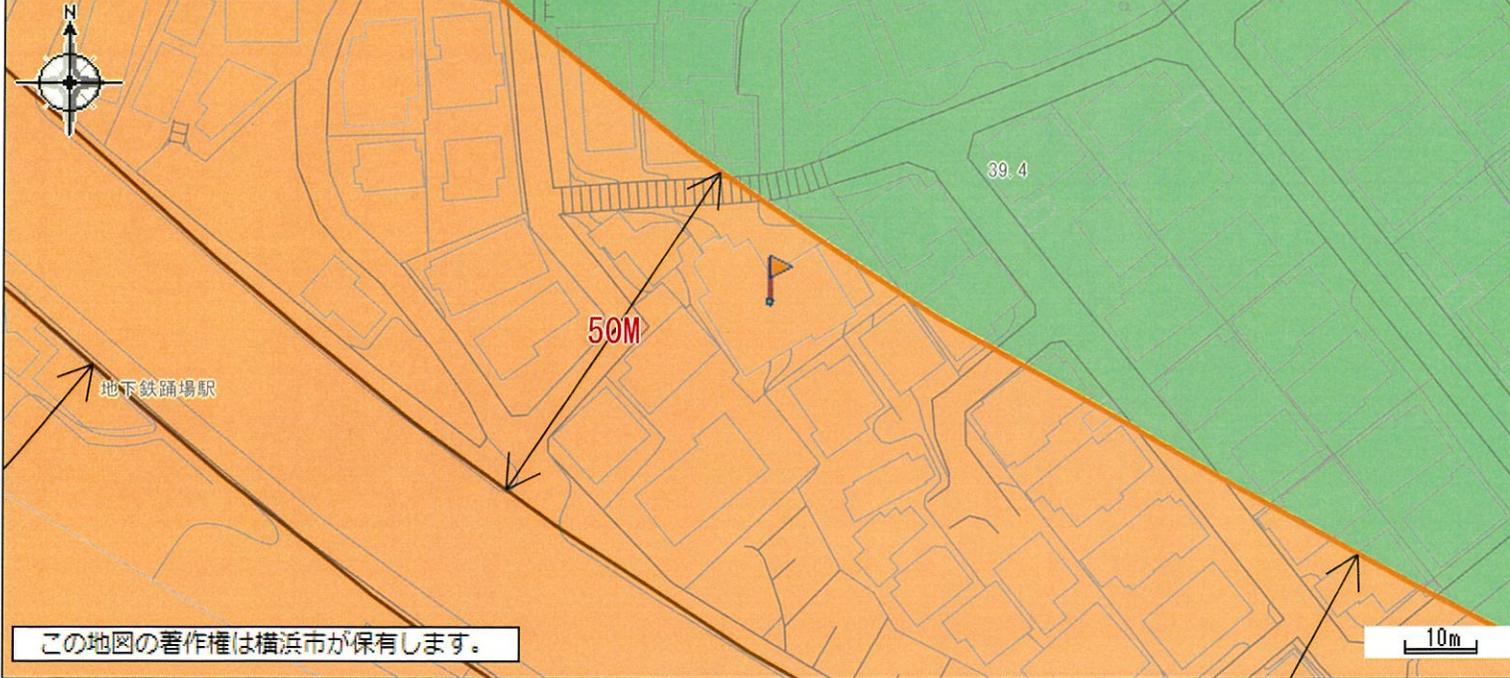


用途地域等



旗の位置に関するものは次の通りです。
 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

区域区分	市街化区域
用途地域	準住居地域
建蔽率：60%	容積率：200%
高度地区	高度地区（最高限）；第4種高度地区
緑化地域	緑化地域
防火・準防火地域	準防火地域
建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く）	建築基準法第22条による区域
日影規制	高さが1.0mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
駐車場条例の附置義務区域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
景観計画	景観計画（全地域）

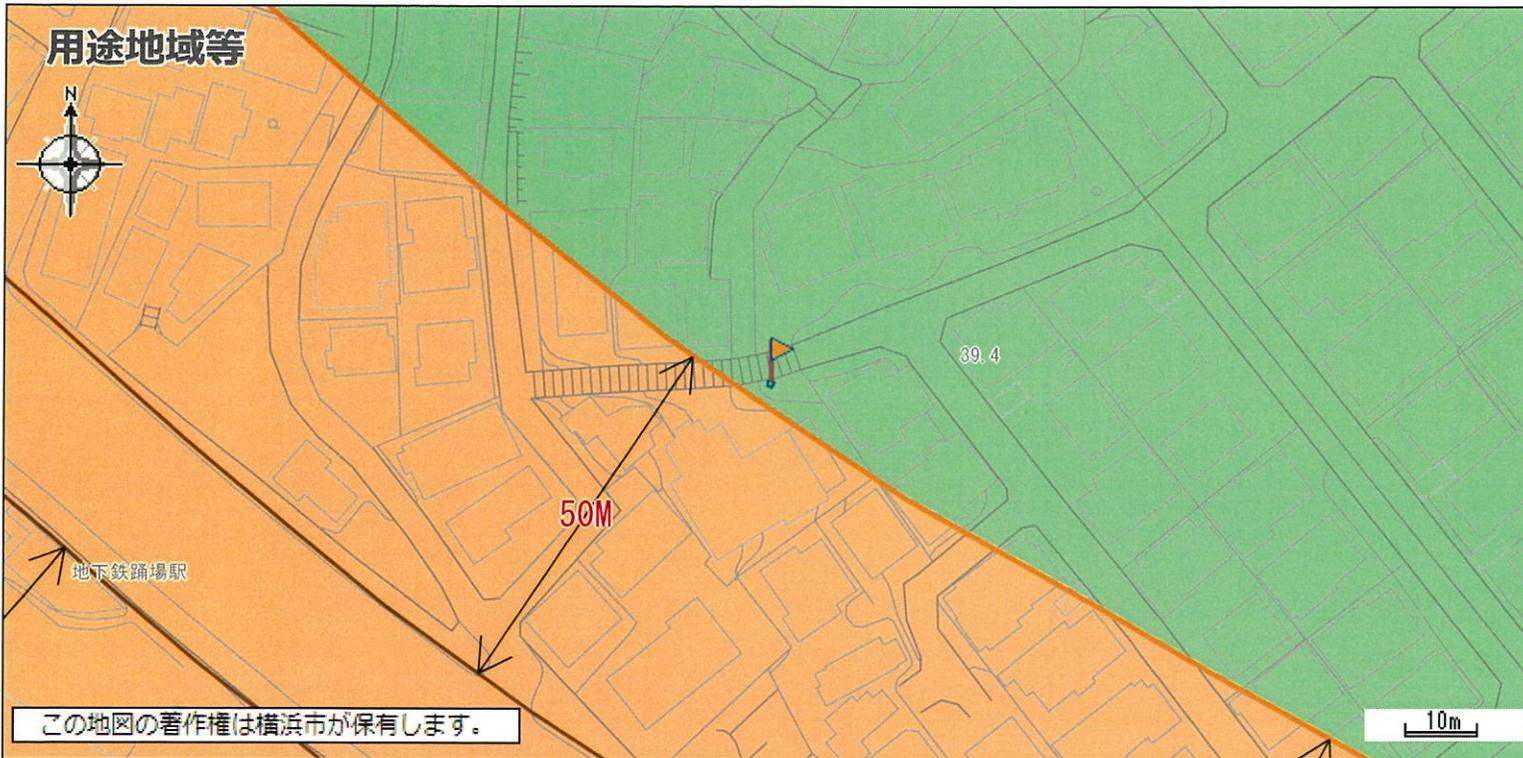
この地図の著作権は横浜市が保有します。

（凡例）

第1種低層住居専用地域	近隣商業地域	準工業地域（第5種高度地区）	用途界
第2種低層住居専用地域	商業地域（第7種高度地区）	準工業地域（第7種高度地区）	道路界
第1種中高層住居専用地域	商業地域（第6種高度地区）	工業地域（第5種高度地区）	地番界（区域区分のみ）
第2種中高層住居専用地域	商業地域（最低限1種高度地区）	工業地域（第7種高度地区）	地形地物界等（区域区分のみ）
第1種住居地域	商業地域（最低限2種高度地区）	工業専用地域	都市計画道路
第2種住居地域		最低限3種高度地区	都市計画河川
準住居地域		市街化調整区域	※区域区分界については線種ごとに色分け

容積率
用途地域
建蔽率

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
 注）地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。



旗の位置に関するものは次の通りです。
 お調べの土地が境界付近の場合は、
 担当課にご確認ください。

区域区分
市街化区域
用途地域
第1種低層住居専用地域
建蔽率：50%
容積率：80%
敷地面積最低限度
125平方メートル
建築物の高さの限度
10m
高度地区
高度地区（最高限）：第1種高度地区
緑化地域
緑化地域
防火・準防火地域
防火指定なし
建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く）
建築基準法第22条による区域
日影規制
軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間
宅地造成工事規制区域
宅地造成工事規制区域

この地図の著作権は横浜市が保有します。

(凡例)		
第1種低層住居専用地域	近隣商業地域	準工業地域（第5種高度地区）
第2種低層住居専用地域	商業地域（第7種高度地区）	準工業地域（第7種高度地区）
第1種中高層住居専用地域	商業地域（第6種高度地区）	工業地域（第5種高度地区）
第2種中高層住居専用地域	商業地域（最低限1種高度地区）	工業地域（第7種高度地区）
第1種住居地域	商業地域（最低限2種高度地区）	工業専用地域
第2種住居地域		最低限3種高度地区
準住居地域		市街化調整区域
		用途界
		道路界
		地番界（区域区分のみ）
		地形地物界等（区域区分のみ）
		都市計画道路
		都市計画河川

容積率
用途地域
建蔽率

※区域区分界については線種ごとに色分け

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。

景観計画
景観計画（全市域）
図面番号
133
図面番号（旧）
137

建築基準法道路種別（指定道路図）



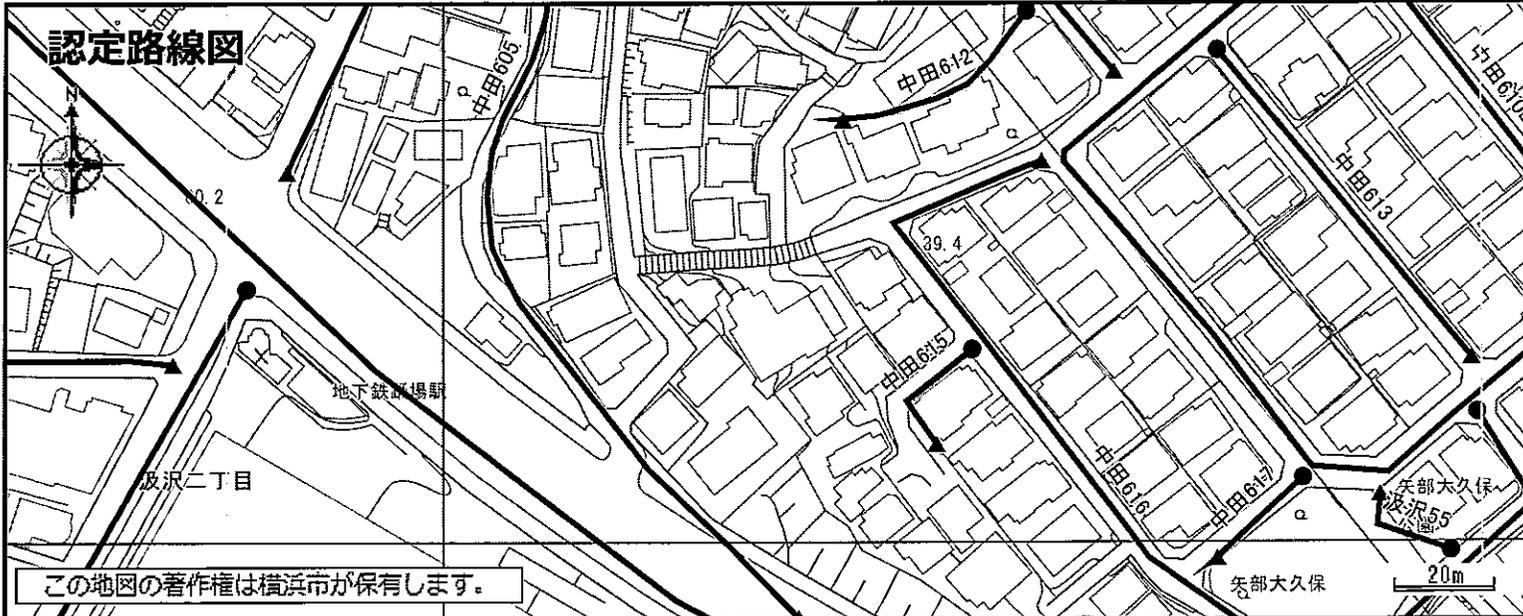
旗の位置に関するものは次の通りです。
お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

区域区分	市街化区域
用途地域	準住居地域 建蔽率：60% 容積率：200%
高度地区	高度地区（最高限）：第4種高度地区
緑化地域	緑化地域
防火・準防火地域	準防火地域
建築基準法道路種別（指定道路図）	法第42条第1項第5号道路 （ <u>図面1</u> ）指定番号：33・50 指定年月日：昭和33年12月19日
建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く）	建築基準法第22条による区域
日影規制	高さが1.0mを超える建築物/4.0m/ 4時間/2.5時間
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
駐車場条例の附置義務区域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
景観計画	景観計画（全市域）
図面番号	133
図面番号（旧）	137

（凡例）

- 法第42条第1項第1号道路（道路幅員4m以上）
 - 法第42条第1項第2号道路（道路幅員4m以上）
 - 法第42条第1項第3号道路（道路幅員4m以上）
 - 法第42条第1項第4号道路（道路幅員4m以上）
 - 法第42条第1項第5号道路（道路幅員4m以上）
 - 法第42条第1項道路
 - 法第42条第2項道路
 - 法第43条第2項の認定・許可を要する道路状空地
 - 法第42条（道路）に該当しない（否道路）
- （白色交差斜線） 狭あい道路整備促進路線

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
注）地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。



・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。
 ・横浜市地形図複製承認番号 平15都第6036号
 ・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年4月2日

【 認定路線図 】

- ・動産登記法第14条地図作成地区の場合
この地区は、道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
- ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
この地区は、道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)
- ・当情報における認定路線図は、横浜市内の道路法上の道路（公道）のうち、国道指定区間や有料道路等横浜市が管理していない道路を除いたものを表す参考図面です。
- ・公道か私道かの別の確認や道路台帳図を閲覧する際の索引図としてご利用ください。
- ・認定路線図は、測量図ではありませんので、必ずしも現況や道路区域と一致するものではありません。
- ・図面境付近の路線や路線名が重なって表示された場合などについては、路線名等が、正確に表示されていない場合があります。

（凡例）

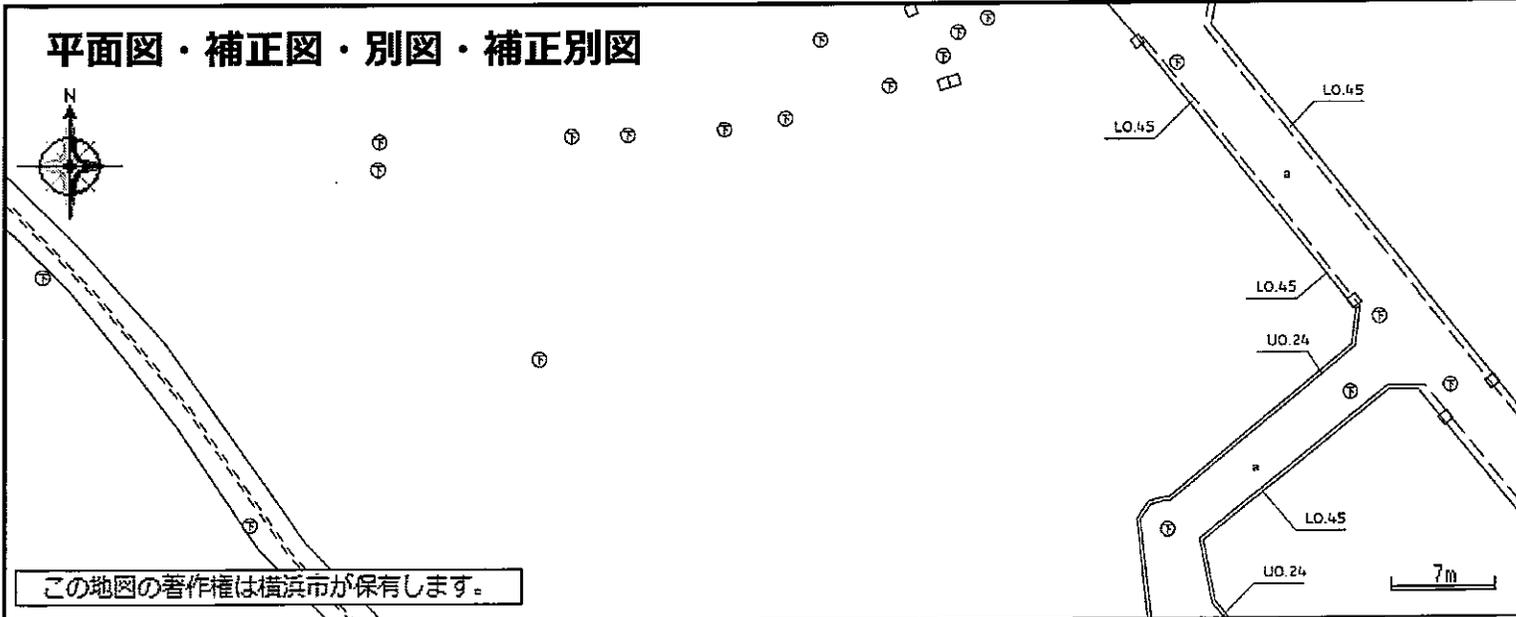
●・・・路線の起点

▲・・・路線の終点

美しが丘西100・・・路線名(美しが丘西100号線)

メッシュ番号 | 路線番号

平面図・補正図・別図・補正別図



・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年4月2日

【 平面図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合があります。

【 補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていきますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合があります。

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていきますので内容については、道路台帳図と同等です。

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】

・動産登記法第14条地図作成地区の場合

道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。

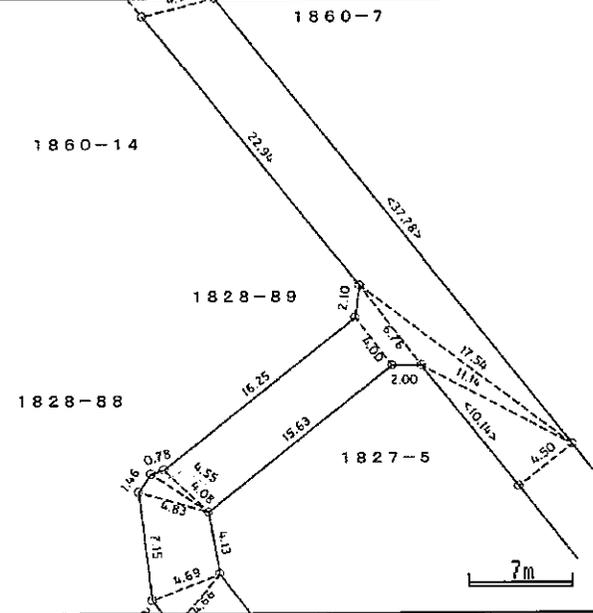
・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合

道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

区域線図・補正図・別図・補正別図



この地図の著作権は横浜市が保有します。

・この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。
 ・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。
 ・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年4月2日

【 区域線図 】

- ・当情報における区域線図は、道路の区域を表した図面で、道路と隣接する土地との境界点とその点間距離を記載しています。（道路台帳平面図に記載されている場合があります。）
- ・区域線は、すべての道路について記載されているわけではありませんので、区域線が記載されていない箇所については、土木事務所で道水路等境界調査図の有無の確認をお願いします。なお、市境の道路の境界調査図については、道路調査課調査係で確認してください。
- ・図面境については、距離表示が二重に記載されている場合があります。また、区域線が図面境の途中で切れているものは、道路台帳平面図に記載されている場合がありますので、道路台帳平面図も確認してください。

【 補正図 】

- ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていきますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

- ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合があります。
- ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

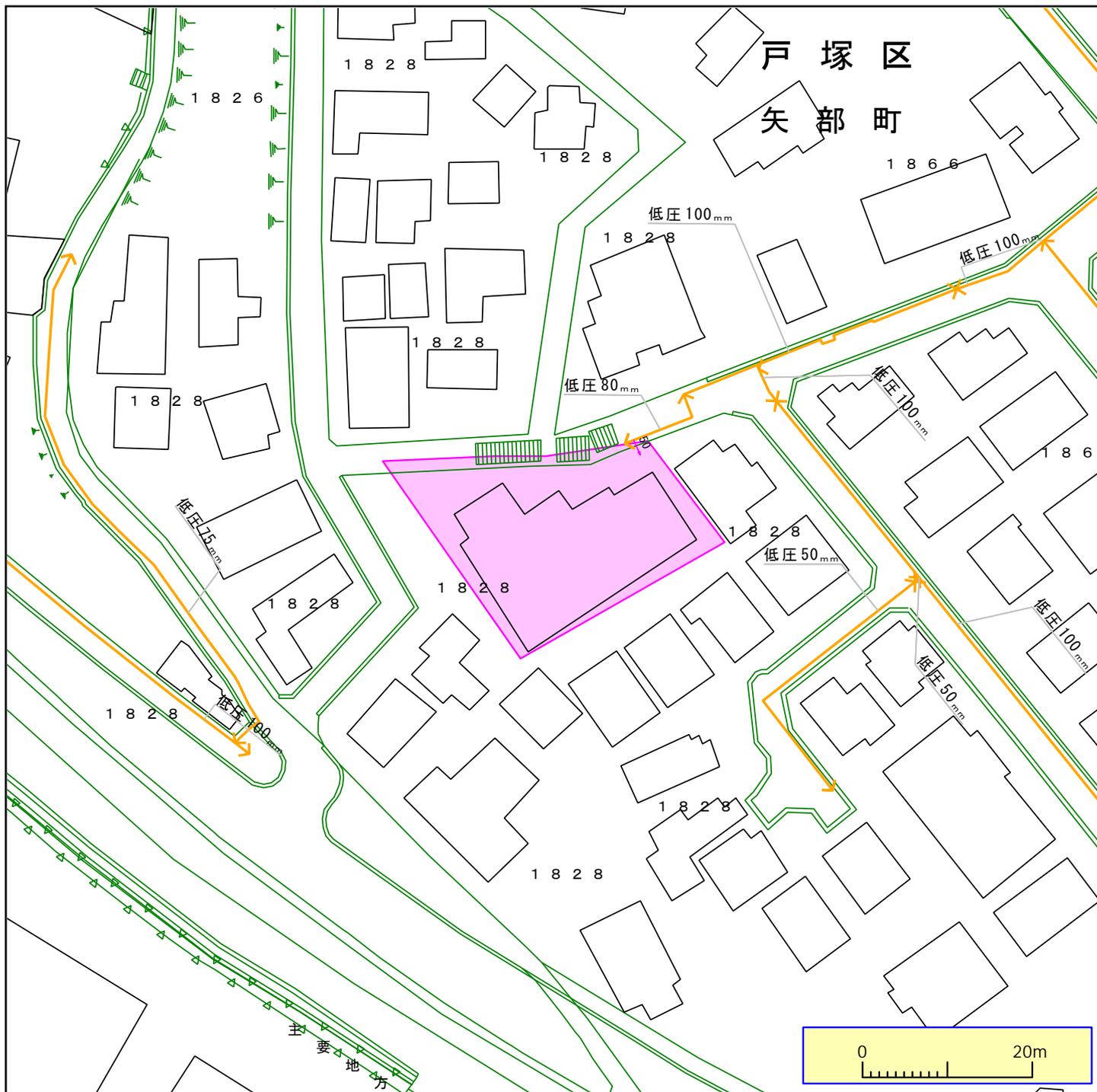
【 別図補正図 】

- ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていきますので内容については、道路台帳図と同等です。
- ・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】

- ・動産登記法第14条地図作成地区の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
- ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)
- ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

横浜市道路局
2021/4/2 16:2:19

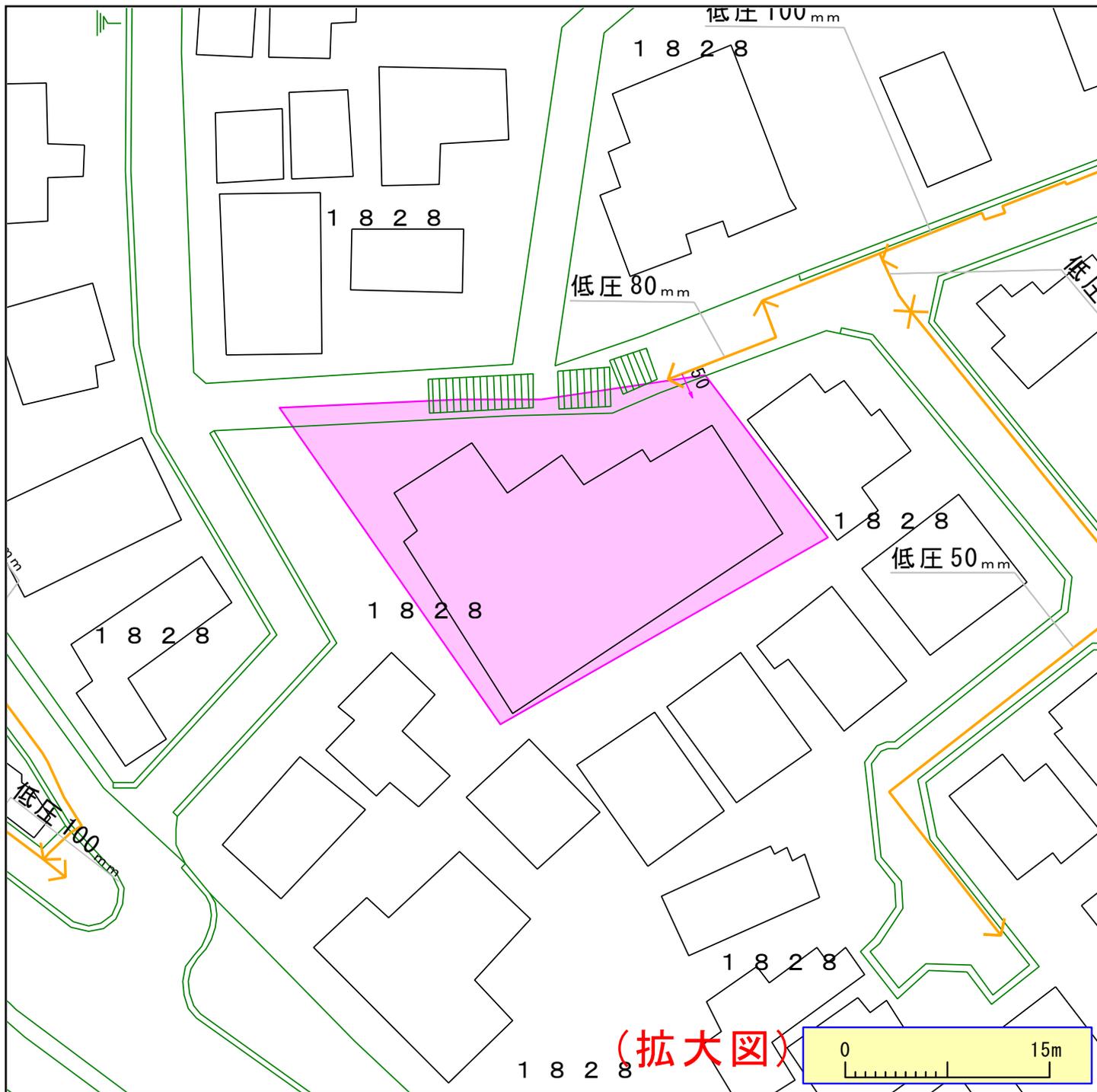


ガス管圧力の種類と凡例、用途 (高圧、中圧は一般用途にはご利用になれませんのでご注意ください)
 (1) 高圧: 表示なし、輸送用のみ (2) 中圧: 輸送用と主に産業用途 (3) 低圧・中間圧: 家庭用等の一般用途

下記の文章について、必ずご一読ください。
 弊社がガス本管埋設状況確認サービス(以下「本サービス」とします)でご提供する情報は、地形、道路形態、家形、高圧を除くガス本管の有無・工事予定ルート、埋設位置、口径です。なおご参考に、取出し管の分岐位置を表示しておりますが、個人情報保護のため宅地内の引込状況及びガスのご使用状況は表示しておりません。弊社は、ご提供する情報が正確かつ最新であるよう努力しておりますが、それらについてはいかなる保障も致しません。また、本サービスご利用により生じたいかなる損害についても責任を負いかねますのでご了承ください。なお、実際の工事、ガス供給にあたっては、供給方式の検討・本支管工事の有無の確認が必要となります。予定ルートの施工状況確認も合わせて、原則6ヶ月以上前に各担当窓口にご相談くださるようお願いいたします。
 本サービスで使用されている地図及び導管情報は、著作権法により保護されており、東京ガス(株)が著作権を所有しています。営利目的のご利用を禁止いたします。また、権利侵害となりますので、許可無く複製、改変、送信等を禁止いたします。

東京ガス株式会社

(お問合せ先)
 担当部署: 本管埋設状況確認センター
 営業担当者: 東京ガス(株)
 TEL: 03-5322-8910 E-mail: maichok@tokyo-gas.co.jp



ガス管圧力の種類と凡例、用途 (高圧、中圧は一般用途にはご利用になれませんのでご注意ください)
 (1) 高圧: 表示なし、輸送用のみ (2) 中圧: 輸送用と主に産業用途 (3) 低圧・中間圧: 家庭用等の一般用途

下記の文章について、必ずご一読ください。
 弊社がガス本管埋設状況確認サービス(以下「本サービス」とします)でご提供する情報は、地形、道路形態、家形、高圧を除くガス本管の有無・工事予定ルート、埋設位置、口径です。なおご参考に、取出し管の分岐位置を表示しておりますが、個人情報保護のため宅地内の引込状況及びガスのご使用状況は表示しておりません。弊社は、ご提供する情報が正確かつ最新であるよう努力しておりますが、それらについてはいかなる保障も致しません。また、本サービスご利用により生じたいかなる損害についても責任を負いかねますのでご了承ください。なお、実際の工事、ガス供給にあたっては、供給方式の検討・本支管工事の有無の確認が必要となります。予定ルートの施工状況確認も合わせて、原則6ヶ月以上前に各担当窓口にご相談くださるようお願いいたします。
 本サービスで使用されている地図及び導管情報は、著作権法により保護されており、東京ガス(株)が著作権を所有しています。営利目的のご利用を禁止いたします。また、権利侵害となりますので、許可無く複製、改変、送信等を禁止いたします。

東京ガス株式会社

(お問合せ先)
 担当部署: 本管埋設状況確認センター
 営業担当者: 東京ガス(株)

TEL: 03-5322-8910 E-mail: maichok@tokyo-gas.co.jp

建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書

建築確認申請(計画通知) 受付年月日・番号	昭和 62 年 1 月 23 日 第 61戸2608 号
建築確認申請(適合通知) 確認年月日・番号	昭和 62 年 4 月 21 日 第 61戸2608 号

敷地の地名地番	横浜市戸塚区矢部町1828-23、-24、-25		
建築主	住所(官庁所在地)	横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8	
	氏名(官 職)	明和地所(株) (代)原田 利勝	
主 要 用 途	共同住宅		
工事種別・主たる建築物の構造	新築	R C造	地上 3 階建 地下
敷 地 面 積	519.84 m ²	棟数	1 棟
建築面積・延べ面積	300.68 m ²	・延べ	756.69 m ²
検査済証交付年月日	昭和 63 年 8 月 9 日		

上記のとおり建築確認申請(計画通知)台帳に記載してある事項と相違ないことを証明します。

第 11002 号
令和 3 年 4 月 2 日

横浜市長 林 文子



注 この証明は、建築の現況等を証明しているものではありません。

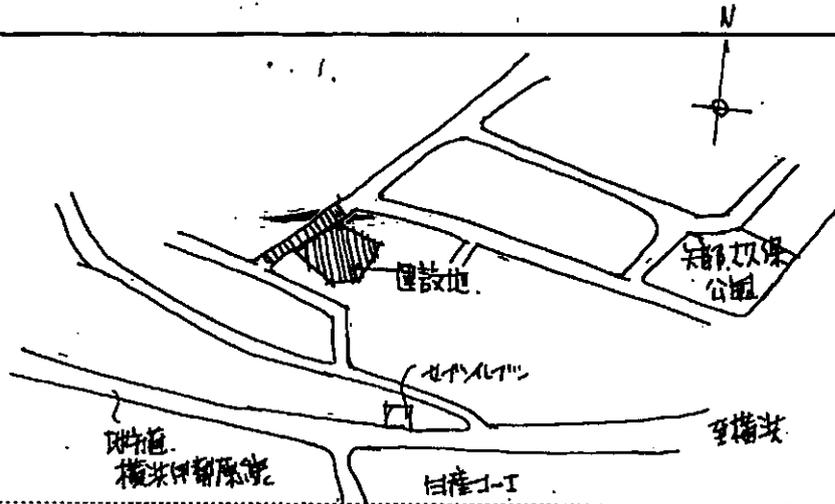
第1号の2様式 (B5)

建築計画概要書

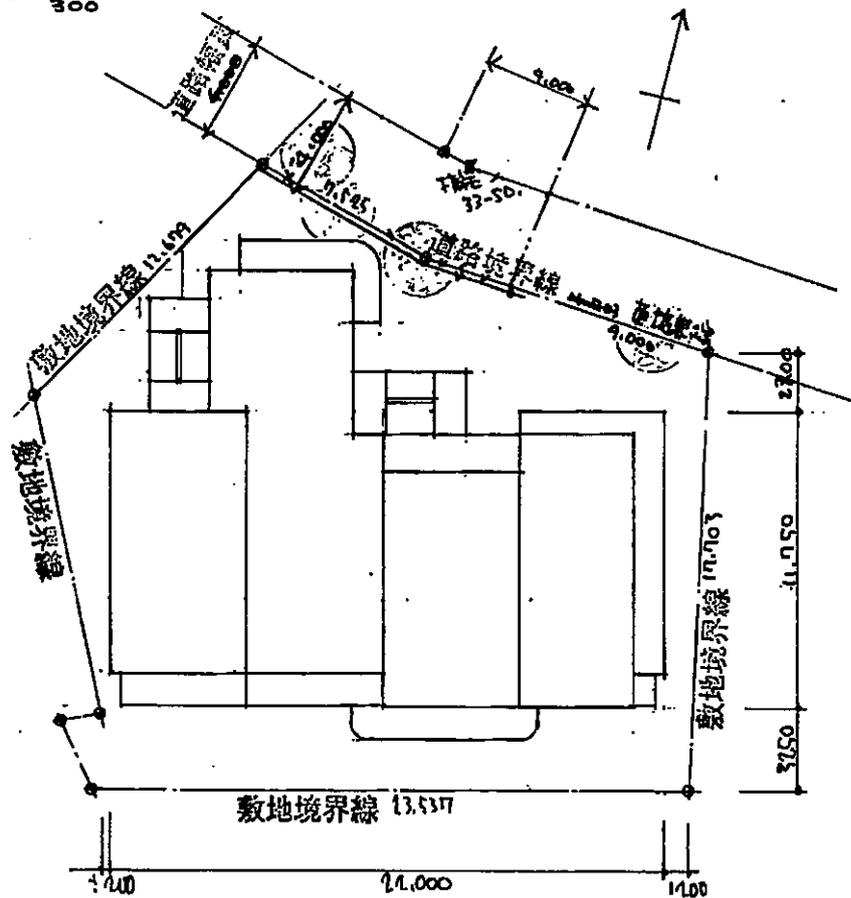
受付年月日	62年1月28日
確認番号	第 32608号
確認年月日	62.4.21日

建築主	氏名	明和地所株式会社 代表取締役 原田利勝		
	住所	横浜市神奈川区鶴屋町2丁目21番地8		電話番
敷地の位置	地名地番	横浜市神奈川区矢部町寄下 1818-13.-14.-15.		
	用途地域	第一種住居地域	その他の区域、地域、地区、街区	
	防火地域	防火 準防火・指定なし		
主要用途	共同住宅	工事種別	新築	
申請にかかる建築物	高さ	地上 11.26 m	地下 3.38 m	
	階数	地上 3 階	地下 1 階	
	構造	鉄筋コンクリート造	一部	造
		申請部分	申請者以外の部分	合計
敷地面積	519.845 544.026 m ²			519.845 544.026 m ²
建築面積	300.589 306.19 m ²			300.589 306.19 m ²
延べ面積	1158.405 1152.215 m ²			1158.405 1152.215 m ²
設計者	事務所	東京都渋谷区渋谷2-2-6 マン・テック株式会社		
	所在地	電話 (03) 0201 番		
	氏名	柴田輝康		
施工者	事務所	相鉄建設株式会社		
	所在地	横浜市神奈川区鶴屋町32-14 新港ビル7F		電話 045.319-8941 番
	氏名	石原尚		
代理者	事務所	東京都渋谷区渋谷2-2-6 マン・テック株式会社		
	所在地	電話 (03) 0201 番		
	氏名	柴田輝康		

附近見取図



配置図 縮尺 = $\frac{1}{300}$



〔注意〕 1 附近見取図に明示すべき事項

方位、道路及び目標となる地物

2 配置図に明示すべき事項

・縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、・申請に係る建築物と他の建築物との別並びに

敷地の接する道路の位置及び幅員